

相続問題無料相談会

を開催します。

日時：令和2年11月14日（土）

午後1時～午後5時

令和2年11月15日（日）

午前9時～午後2時

（予約は不要です）

場所：手打地区コミュニティセンター

（薩摩川内市下甕町手打1035番地）

* 船の欠航等により予告なく相談会を中止
させていただきます場合がございます。

相続 に関することでお困りではありませんか？

不動産の名義変更ってどうするの？

空き家や空き地になっている

所在がわからない相続人がいる

相続人で話がまとまらない

相続人に認知症の人がいる

遺言ってどうすればいいの？



次世代をになう子どもたちのために相続登記を！

不動産の所有者が亡くなられた場合、相続による名義変更をおこなう必要があります。

相続人から依頼を受けた司法書士は、法務局へ相続による所有権移転などの登記申請をすることができます。

相続登記を放置していると・・・

- ・相続人が多数になってしまい、話し合いや手続が困難になります。
- ・不動産を買いたい方が現れても、名義変更されていないと売買契約することができません。
- ・不動産が空き家になってしまった場合、その後、老朽化による家屋倒壊などで、近隣トラブルにつながるおそれがあります。



安心・安全な暮らし

- ・道路拡張工事など公共事業での所有者調査が円滑に進みます。
- ・防災減災事業に遅滞なく取り組めます。



産業の推進

- ・相続登記をすることで、農地を集約化することができます。
- ・農地・山林の放置・荒廃を防ぎます。

次世代のために

- ・相続登記をすることで、手続の困難化や「争続」問題への発展を防ぎます。

地域の活性化

- ・不動産取引が円滑になり、空き家の管理・有効活用ができます。



【お問い合わせ先】

鹿児島県司法書士会

鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階

TEL:099-256-0335

問い合わせ時間 平日午前9時から午後5時まで

<https://www.shihou-kagoshima.or.jp/>

